

第9回 富士川町新中学校開校検討委員会

日時：令和6年3月18日（月）

午後7時～

場所：富士川町役場1階会議室

【次 第】

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

(1) 通学方法・PTA組織等について（地域部会）・・・・・・・・・・資料1

4 報告事項について

(1) 調査検討部会の検討状況・・・・・・・・・・資料2

5 その他

6 閉 会

* * * * * M E M O * * * * *

富士川町新中学校開校検討委員会 委員名簿

敬称略

No.	委員種別	氏名	所属及び役職
1	学識経験者	田草川 眞	元教育委員
2		尾 崎 源 武	元学校長（増穂地区）
3		雨 宮 俊 夫	元学校長（鰺沢地区）
4		小 林 達 也	元学校長（鰺沢地区）
5		内 田 浩	元学校評議員（増穂中学校）
6		雨 宮 弥太郎	学校評議員（鰺沢中学校）
7	地区の代表者	永 井 利 彦	最勝寺区 区長 （富士川町区長会 会長）
8		樋 口 正 彦	天神中條区 区長
9		井 上 修	穂積区 区長
10		深 澤 文 治	鰺沢中区 区長
11	各小中学校長	小 林 淳 二	増穂中学校 校長
12		小 池 剛	鰺沢中学校 校長
13		早 川 卓 也	増穂小学校 校長
14		笠 井 里 香	増穂南小学校 校長
15		山 本 撰	鰺沢小学校 校長
16	各学校PTA代表者	深 澤 聡	増穂小学校PTA 会長
17		武 居 正 道	増穂南小学校PTA 会長
18		海 野 克 也	鰺沢小学校PTA 会長
19		岩 間 祐 子	増穂中学校PTA 監事
20		坂 尾 赤 梨	鰺沢中学校PTA 副会長
21	保育所等の保護者の代表者	大 塩 高 平	町立保育所保護者連合会 会長

富士川町新中学校開校検討委員会への提案書

【地域部会】

1 通学方法について

学校における安全管理は、生徒の安全を確保するための環境を整えることであり、事故の要因となる学校環境、生徒の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、速やかに除去が必要となる。また、生徒が通常の方法により通学する場合、学校の管理下となる。

「自転車通学を導入希望」、「自転車通学は危険」、「全員バス通学」など、様々な意見がある中で、地域部会で検討した結果、新たな中学校の通学方法に関しては、徒歩通学とバス通学とし、生徒の居住地域により、区別することとした。

■徒歩通学とバス通学の区別

・増穂地区

平林区 : バス通学（現状と同様 スクールバスを利用）

穂積区 : バス通学（現状と同様 デマンドバス定時定路線を利用）

その他の区 : 徒歩通学

（理由）

令和4年11月に決定した「新たな中学校の方針」の中で、設置場所を増穂中学校敷地内にした理由として、「通学手段について、現状からあまり変更がないこと」としているため、増穂地区については、現状と同じ通学方法とした。

・鰍沢地区

鰍沢南区 : バス通学（新規路線 スクールバスを利用）

中部区、五開区 : バス通学（現状と同様 スクールバスを利用）

その他の区 : 徒歩通学

（理由）

徒歩圏内で増穂中学校から一番離れている増穂地区は小林区の竹重となり、増穂中学校から約2.2kmの距離がある。そのため、鰍沢地区については、中田1号線（鰍沢中南側道路）あたりが、増穂中学校から約2.2kmとなるため、増穂地区の徒歩圏内と合わせること考えれば、中田1号線を境（鰍沢中区と鰍沢南区）とし、徒歩通学とバス通学を区別した。

■開校後の通学方法について

富士川中学校開校後、通学方法については、再度検討する余地を与える。

(理由)

開校後、交通制度の変更、新たな危険箇所、その時の環境の変化もあり、通学方法は長期的に見る必要がある。そのため、生徒からの意見を参考にし、学校運営の中で、その時の環境に一番適した通学方法を検討する。

2 P T A組織等について

富士川中学校P T A会則（案）、富士川中学校体育文化後援会会則（案）、富士川中学校P T A慶弔規定（案）について、別紙1、別紙2、別紙3のとおりとする。

富士川中学校 P T A 会則（案）

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は富士川中学校 P T A といい、事務所を富士川中学校内におく。
- 第 2 条 本会は家庭と学校との提携によって、生徒の幸福と福祉の増進を図り、教育の責任を分け合って、教育効果の向上に努め、あわせて会員の親睦を図ることを目的とする。
- 第 3 条 本会は、第 2 条の目的を達成するため次の事業を行う。
- ・ 講演会、研究会、懇談会、見学会等会員の研修に関する事項。
 - ・ 生徒の学芸奨励援助に関する事項。
 - ・ 生徒の保健安全に関する事項。
 - ・ 生徒の生活指導、進路指導に関する事項。
 - ・ 学校の環境整備、教材教具の拡充整備に関する事項。
 - ・ その他、会の目的達成に必要な事項。

第 2 章 組 織

- 第 4 条 本会は富士川中学校生徒の保護者とその教職員をもって組織する。
- 第 5 条 本会は会務処理のため次の支部に分ける。
 (最勝寺 34) (天神中條 50) (大久保 12) (春米 13) (小林 36)
 (長澤 49) (大柵 21) (青柳上 36) (青柳下 32) (平林 5) (小室・高下 9) (鰍沢中 5・北 16 北新 8) (鰍沢南 10・中部 1・五開 4)

第 3 章 役 員

- 第 8 条 本会に次の役員をおく。
- 会長 1 名、副会長若干名（男若干名・女若干名・学校長、令和 7・8 年度については鰍沢中学校の保護者から 1 名選出）、会計監事 2 名、常任委員若干名（各支部長を含む委員代表・各学年 P T A 正副委員長・学校職員代表）、幹事若干名。
- 第 9 条 会長、副会長、部長は常任委員会に置いて会員の中から選出する。各支部の常任委員は当該支部委員の互選による。監事は常任委員会において会員の中から選出する。学年委員は学年 P T A で選出する。幹事は会長が委嘱する。
- 第 10 条 役員の任期は 1 か年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第 11 条 本会は常任委員会の推薦により顧問をおくことができる。
- 第 12 条 会長は会を代表し、いっさいの会務をつかさどる。
- ・ 副会長は会長を助け、会長に事故あるときは代行する。また、会議の議長となる。ただし、総会における議長は別に定める。
 - ・ 常任委員は常任委員会で評議にあたる。

- ・委員は各所属における長の統括で活動を行う。
- ・監事は会計を監査し、結果を総会に報告する。
- ・幹事は会長の命を受け会務にあたる。

第4章 会 議

第13条 本会の会議は総会と常任委員会および総務会とする。総会は定期総会と臨時総会とし、会長が招集する。

- ・定期総会は毎年1回行い次のことをする。庶務会計の報告、役員の承認、予算決算の承認、会則の改廃、その他必要な事項。
- ・臨時総会は必要に応じて会長が招集し審議にあたる。
- ・常任委員会は必要に応じて会長が招集し、次のことをする。役員の選出、事業の執行、予算決算の審議、その他。
- ・総務会は会長、副会長、幹事、各学年委員長、支部長会長で構成し、必要に応じて会長が招集する。常任委員会等の原案を審議し、総会、常任委員会から付託された事項について執行する。

第5章 会 計

第14条 本会の経費は、会費ならびに寄付金による。

第15条 本会の会費は、1世帯年額1,000円とする。

第16条 本会の会計年度は、4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

附 則

1. 学年部会については、別に細則を定めることができる。
2. 本会の細則は、常任委員会の決議を経て定める。
3. 本会則は、令和7年5月・・日から施行する。

富士川中学校体育文化後援会会則(案)

第1章 総 則

第1条 本会は、富士川中学校体育後援会と称する。

第2条 本会は、事務所を富士川中学校内におく。

第3条 本会は、富士川中学校PTA会員ならびに有志をもって組織する。

第4条 本会は、富士川中学校の体育・文化振興をはかることを目的とする。

第5条 前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 部活動への援助と指導
2. リーダーの育成
3. 体育施設設備の拡充整備
4. 講習会の開催
5. 先進地の視察
6. その他

第2章 役 員

第6条 本会に次の役員をおく

会長1名、副会長若干名、理事若干名、評議員若干名、会計監事2名、幹事2名

第7条 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第8条 会長・副会長・理事・会計監事は評議員会で選出する。

- 理事は評議員中より選出する
- 評議員は、PTA総務会役員が当たる
- 幹事は会長が委嘱する

第9条 会長は会を代表し、統轄する。

- 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれにかわる
- 理事は、主として会の企画運営にあたる
- 評議員は、主として会の運営について評議し、会員との連絡交流にあたる
- 幹事は庶務会計にあたる
- 会計監事は会計を監査する

第10条 本会に顧問・参与を置くことができる。

第3章 会 議

第 11 条 会議は、総会・評議員会および理事会とし、議事は出席者の過半数をもって決する。

第 12 条 総会は、毎年1回以上開き、次のことを行う。
庶務報告、事業計画、会則の改正、役員の承認、予算・決算の審議、
役員の選出、会則の審議など

第 13 条 理事会は随時開き、会の企画運営にあたる。

第 14 条 評議員会は、必要に応じて開き、事業の執行、予算・決算の審議、役員の選出、会則の審議などにあたる。

第4章 会 計

第 15 条 本会の経費は、会費ならびに寄付金・補助金による。

第 16 条 会費は、1世帯年額1,500円とする。

第 17 条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 附 則

第 18 条 本会則は、令和7年5月・・日から施行する。

富士川中学校PTA慶弔規定(案)

1. 会員(職員を含む)に不幸があった場合は、次の規定により弔意を表する。
 - (1) 会員死亡の場合は、香料5,000円をおくり代表が会葬する。
 - (2) 会員(常任委員)の父母死亡の場合は、香料5,000円をおくり、代表が会葬する。
2. 職員に不幸があった場合は、次の規定により弔意を表する。
 - (1) 職員の配偶者死亡の場合は、香料5,000円をおくり、代表が会葬する。
 - (2) 職員の同居1等親族が死亡の場合は、香料5,000円をおくり、代表が会葬する。
3. 生徒に不幸があった場合は、次の規定により弔意を表する。
 - (1) 生徒死亡の場合は、香料5,000円をおくり、代表が会葬する。
4. その他特に考慮を要する時は、別に協議のうえ決定する。
 - (1) 本規定の香料金額については、年度当初の常任委員会において決定する。
 - (2) 代 表

	P T A			
	正副会長	支部長	学年委員長	学年委員
会員死亡の場合	○	○ 当該支部	○ 当該学年	○ 当該学年
職員の配偶者・同居1等親族死亡の場合	○		○ 当該学年	○ 当該学年
会員の父母死亡の場合(常任委員)	○	○ 当該支部	○ 当該学年	○ 当該学年
生徒死亡の場合	○	○ 当該支部	○ 当該学年	○ 当該学年

・職員は、職員親睦会規定による。生徒については、生徒会規定による。

5. 本規定は、令和7年5月・・日から施行する。

調査検討部会の検討状況

【総務部会】学校の名称等に関すること

- ・校名について
『富士川町立富士川中学校』に決定済み。
- ・校歌について
町内小中学校の全児童生徒を対象に、校歌のフレーズを再募集した。
- ・校章について
教育委員会定例会において「統合後にデザイン募集する」と提案を行ったところ、「開校までに、デザインを募集し校章を決定する」とこととしたため、現在、中学校に依頼しデザインを募集中。
- ・式典行事について
両中学校の閉校式について式典内容、来賓・招待者等について検討中。

【学校運営部会】教育課程及び学校行事等に関すること

- ・経営案について
校訓、教育目標、目指す生徒像等を含んだ学校経営案を作成済み。
- ・教育課程等について
年間行事予定及び日課の素案を作成済み。
この素案を基に、中学校の教務主任を中心に、教育課程・生徒会・部活動・学校組織等について検討を行う。
- ・交流学习について
両中学校間で調整を行いながら、イベントを中心に交流を実施中。
統合後、スムーズに学校活動が行えるよう、交流事業を増やしていく。

【地域部会】通学体制及びPTA組織等に関すること

- ・制服体操服について

制服のスタイルについては、ブレザーとした。

業者からのサンプルをもとに、アンケートで数点に絞り込みを行い、現在、各学校で展示会を実施中。

児童生徒や保護者の投票で最終決定をする予定。

- ・通学方法について

今検討委員会で提案。

- ・PTA等の会則について

今検討委員会で提案。

【施設部会】施設設備及び備品等に関すること

- ・新校舎建設について

新校舎建設については、教育委員会において、プロポーザル方式で設計業者を選定し、現在、基本設計を行っている。

校舎の位置・構造・形状・教室の配置について両中学校教職員を対象とした意見交換などを実施している。

現在、基本プランの検討がほぼ終了し、機械設備の検討を実施中。

構造等

鉄筋コンクリート造、3階建（中廊下型）、内装木質化

延床面積

約5,000㎡

プラン等

別紙図面のとおり

- ・備品等について

備品については、両中学校で洗い出しを実施中。

文書については、両中学校で文書管理規定を基に整理中。